

## 新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、配合飼料価格の高騰により、経営に影響が生じている畜産農家の経営の継続を支援する事を目的とし、予算の範囲内で支援金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付の対象及び交付事業）

第2条 市長は別表1に掲げる者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

### （交付の申請及び実績報告）

第3条 交付対象者は、市長が定める期日までに新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 交付額は、「令和6年度新潟市畜産飼料価格高騰対策事業」の支援金の額を上限に予算の範囲内で支援金を交付する。

ただし、「令和6年度新潟市畜産飼料価格高騰対策事業」において支援を受けていない場合は、別表2に定めるところにより支援金の額を算定し、予算の範囲内で支援金を交付する。

### （交付の決定及び確定）

第4条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の可否及び交付額を決定したときは、新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この要綱は、令和7年8月7日から施行する。

### （要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。ただし、同日以前に第4条の規定による交付の決定及び確定を受けた交付対象者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>交付対象者の要件</p> | <p>1 畜産農家（個人又は法人）で、下記の（１）～（４）の全ての要件を満たしていること。</p> <p>（１）新潟市に住所を有すること。</p> <p>（２）令和７年度に配合飼料価格安定基金に加入していること。</p> <p>（３）令和８年度も畜産経営を継続し、配合飼料価格安定基金に加入すること。</p> <p>（４）新潟市税を滞納していないこと。</p> <p>（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>（６）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>（７）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。</p> |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表 2

|                                                   |                                                                                                  |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度「新潟市畜産飼料価格高騰対策事業」において、支援を受けていない場合の支援金の算定方法 | <div>1 畜産農家<br/>令和 7 年度配合飼料契約数量×200円/ t</div> <div>2 酪農家上乗せ<br/>令和 7 年度配合飼料契約数量×3, 500円/ t</div> |
| 添付書類                                              | 令和 7 年度に配合飼料価格安定基金に加入していることを確認できる資料の写し（契約数量の記載があること）。                                            |

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所

氏名

新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

1. 交付申請額兼実績報告額 \_\_\_\_\_ 円

2. 事業の目的

配合飼料価格の上昇に備える配合飼料価格安定基金へ引き続き加入する事により、飼料価格高騰の影響を軽減し経営維持を図る。

3. 添付書類

- ・令和7年度配合飼料価格安定基金への加入を証する書類の写し
- ・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）
- ・別紙「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」（添付資料含む）

4. 補助金の振込先（希望する振込先に☑を入れてください。）

☐ 「令和6年度新潟市畜産飼料価格高騰対策事業」の支援金が振り込まれた口座へ、振込みを希望します。

☐ 添付した口座へ振込みを希望します。（口座名義人と口座番号の記載がある部分の写しを添付）

5. 同意事項等の確認（☑を入れてください。）※全てに☑がないと交付の対象となりません。

☐ 令和8年度も畜産経営を継続し、かつ配合飼料価格安定基金に加入します。

☐ 支援金を受領した後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することに同意します。

☐ 新潟市が本申請書の内容確認を行うため、個人情報収集、使用することに同意します。

別紙

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付要綱の規定に基づく支援金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）  
氏 名

生年月日 （ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

## 名簿（役員等一覧表）

### 【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

| 役 職              | 氏 名   | カ ナ      | 生年月日                          | 性 別         | 住 所             |
|------------------|-------|----------|-------------------------------|-------------|-----------------|
| 【記載例】<br>代表取締役社長 | 新潟 太郎 | ニイガタ タロウ | T<br>S 11 年 11 月<br>11 日<br>H | 男<br>・<br>女 | 新潟市中央区〇〇1丁目1番1号 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |
|                  |       |          | T<br>S 年 月<br>日<br>H          | 男<br>・<br>女 |                 |

\* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金 交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で交付申請兼実績報告のあった新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をし、確定したので要綱第 4 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額及び確定額（不交付決定の理由） \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件 ※不交付決定の場合は記載しない

・新潟市畜産飼料価格高騰対策支援金交付要綱の定めによる。